

品川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

制定 平成28年3月25日 要綱第119号

改正 令和4年4月1日 要綱第51号

改正 令和4年10月1日 要綱第220号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった者およびその者が勤務する事業所等に対し、品川区骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供希望者が増加し、もって骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髄等の提供者（以下「ドナー」という。）およびドナーが勤務する国内の事業所（ただし、国、地方公共団体および独立行政法人を除く。以下「勤務事業所」という。）とする。

(1) バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い骨髄等の提供を完了した者または骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者（以下「同意後中止者」という。）

(2) 骨髄等の採取に伴う通院または入院期間において、品川区に住所を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院または入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に、ドナーに対する助成金にあつては2万円を、勤務事業所に対する助成金にあつては1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。ただし、骨髄等の採取術またはこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は、この限りでない。

(1) 健康診断のための通院の日数

(2) 自己血貯血のための通院の日数

(3) 骨髄等の採取のための入院の日数

(4) その他骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院等の日数

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、品川区骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書〔ドナー用〕（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日（同意後中止者にあつては、当該骨髄等の提供が中止された日）から起算して、1年以内に品川区長に提出しなければならない。

(1) 現住所が分かる書類

(2) バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと（同意後中止者にあつては、最終同意をしたこと）を証する書類

(3) その他区長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする勤務事業所は、品川区骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書〔事業所用〕（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日（同意後中止者にあつては、当該骨髄等の提供が中止された日）から起算して、1年以内に品川区長に提出しなければならない。

(1) 勤務事業所の所在地が分かる書類

(2) ドナーとの雇用関係が確認できる書類

(3) バンクが発行するドナーが骨髄等の提供を完了したこと（同意後中止者にあつては、最終同意したこと）を証する書類の写し

(4) その他区長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 区長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否および交付額を決定するものとする。

2 区長は、前項に規定する助成金の交付の可否の決定にあたり、第2条の交付対象者としての要件に関する審査を行うため、前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）の同意のうえ、特別区民税の納付状況および勤務事業所についての調査を行うことができる。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付の可否および交付額を決定したときは、品川区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）または品川区骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知し、助成金の交付を可と決定した申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第6条 区長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為により助成金を受けたと認められたとき、または支払後に過誤額が確認されたときは、交付された助成金の全部または一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に骨髄等の提供を行った者から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日以後に骨髄等の提供を行った者および骨髄等の提供が中止された者から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日以後に骨髄等の提供を行った者および骨髄等の提供が中止された者から適用する。